

## 会 議 録

会議の名称	第 1 回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成 26 年 4 月 22 日（火） 9 時 45 分～10 時 50 分
開催場所	大牟田市役所北別館 4 階 第 1 委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0 人
出席委員	宮崎智美（会長） 道山治延（副会長） 後藤和子 竹本安伸 湯村紀子
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 黒田 昌幸 同 主査 山田寿美子 同 担当 西原一彦
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて（諮問） 保有個人情報等の取扱いについて（報告） 個人情報取扱事務の届出について（報告） 平成 25 年度運用状況報告について
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。 平成 25 年度の運用状況について報告した。

### 審 議 経 過

発言者	発言内容
会長  臨時福祉給付金対策室（以下「給付金対策室」）	<p>議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の 1 件目、臨時福祉給付金の支給のために児童家庭課、福祉課、長寿社会推進課が保有個人情報の目的外利用及び外部提供をすることについて説明を。</p> <p>平成 26 年 4 月から消費税率が 8 % に引き上げられることに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する。</p> <p>対象者は、平成 26 年 1 月 1 日において、住民基本台帳に記録されており、平成 26 年度の市町村民税の均等割が課税されていない者から、市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等や生活保護制度における被保護者を除いた者となる。</p> <p>給付額は対象者 1 人に対して 1 万円だが、児童扶養手当や特別児童扶養手当等の受給者については、5 千円を加算して支給する。そのため、加算措置の対象となるかどうかを臨時福祉給付金対策室で確認する必要があるが、本人からの収集のみでは、情報の客観性、正確性の確保に支障が生じる場合があり、システム上、すべてのデータを突合せさせる必要があるため、当該手当等に係る個人情報を保有する課が目的外利用を行ってよいか諮問するものである。</p> <p>また、当該手当等については、他市町村の住民基本台帳に記録されていても本市が支給している場合があるため、</p>

	<p>加算措置の可否を決定するに当たり、他市町村が本市に照会してくる可能性がある。その場合において、本市の該当手当等に係る個人情報保有する課が外部提供できるように諮問するものである。</p> <p>さらに、臨時福祉給付金に関する国からの事務連絡では、虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者については、その養護者から代理申請があっても支給せず、当該措置入所等高齢者に支給することとされている。そのため、長寿社会推進課が当該措置入所等高齢者に係る個人情報について、目的外利用を行ってよいか諮問するものである。</p>
会長 委員	<p>質問や意見はないか。</p> <p>臨時福祉給付金を支給する根拠は、法令に基づくものか。</p>
給付金対策室 委員	<p>いいえ。法令に基づくものではない。</p> <p>虐待により入所等をしている高齢者以外に、養護者に支給しない対象者はいるのか。</p>
給付金対策室 委員	<p>高齢者だけではなく障害者も対象となっているが、障害者については本人同意により目的外利用を行うこととしている。</p> <p>虐待によるものでなければ養護者が代理申請できるのか。</p>
給付金対策室 委員	<p>はい。ただし、誰でも代理申請ができるわけではなく、平成26年1月1日に支給対象者の属する世帯の世帯構成員であること、または、平素から支給対象者の身の回りの世話をしている者で市町村長が認める者は代理申請ができる。</p> <p>虐待した養護者が代理申請をする可能性があるということか。</p>
給付金対策室 委員 給付金対策室 会長	<p>はい。</p> <p>虐待により入所等をしている高齢者は何人いるか。</p> <p>10人以下と聞いている。</p> <p>法令に基づくものではないとのことだが、何に基づいて給付を行うのか。</p>
給付金対策室 会長	<p>法的性格は民法上の贈与契約となる。</p> <p>消費税対策として5兆円規模の経済対策が実施されることになっているが、その対策の1つとして臨時福祉給付金とこの後説明がある子育て世帯臨時特例給付金が掲げられており、それに基づき国からの補助がある。</p> <p>実施するかしないかはそれぞれの市町村の判断となるのか。</p>
給付金対策室 会長 委員全員 会長	<p>法的な根拠がないためそうなるが、今回は現金の給付となっているため、すべての自治体で給付を行うことになると思われる。</p> <p>他に質問や意見はないか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>公益上特に必要があるため、目的外利用及び外部提供を行ってよいか。</p>
委員全員 会長	<p>&lt;了承&gt;</p> <p>この件は目的外利用及び外部提供を行ってよいものと</p>

<p>会長</p>	<p>する。</p>
<p>児童家庭課</p>	<p>議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の2件目、児童家庭課が保有個人情報の目的外利用をすることについて説明を。</p> <p>先ほどの臨時福祉給付金と同じように、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給する。</p> <p>平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者に、平成26年1月分の児童手当の対象となる児童1人につき1万円を支給する。ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護制度内で対応される被保護者は除く。</p> <p>子育て世帯臨時特例給付金の対象者を把握するため、児童手当に係る個人情報について、目的外利用をしてよいか諮問するものである。</p>
<p>会長 委員 児童家庭課</p>	<p>質問や意見はないか。</p> <p>児童手当の受給対象者は、 中学3年生までの児童・生徒を養育している者が対象となる。</p>
<p>会長</p>	<p>児童家庭課の児童手当担当から児童家庭課の子育て世帯臨時特例給付金担当へ目的外利用を行うとあるが、同じ課内でも個人情報を取り扱う目的が違うため、今回諮問をしたということか。</p>
<p>児童家庭課 委員</p>	<p>はい。</p> <p>目的外利用のみで外部提供はないのか。</p>
<p>児童家庭課 会長 委員全員</p>	<p>はい。</p> <p>他に質問や意見はないか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>公益上特に必要があるため、目的外利用を行ってよいか。</p> <p>&lt;了承&gt;</p> <p>この件は目的外利用を行ってよいものとする。</p>
<p>会長</p>	<p>議事 保有個人情報等の取扱いの報告について事務局から説明を。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>質問や意見はないか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>
<p>事務局 会長 委員全員</p>	<p>議事 個人情報取扱事務の届出について事務局から説明を。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>質問や意見はないか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>議事 平成25年度運用状況報告について事務局から説明を。</p>

事務局 会長 委員全員	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 <なし>
会長	以上で審議会を終了する。